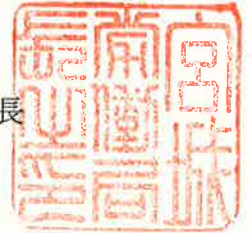


宮労発基第338号
平成25年 5月27日

(社) 宮城県トラック協会 会長 殿

宮城労働局長



宮城における第12次労働災害防止推進計画について

日頃より、労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

宮城労働局管内の労働災害による休業4日以上の死傷者数は、震災前までは着実に減少し、平成21年には過去最少の2,078人となりましたが、震災後は、復旧・復興工事や事業活動再開が急速に進む中で、平成23年、平成24年と大幅な増加(平成24年は2,623人で前年比17.6%)に転じており、極めて憂慮すべき状況となっております。

当局においては、昭和33年以降、11次にわたって労働災害防止推進計画(5か年計画)を策定し、当局がとるべき施策を明らかにするとともに、事業者等が取り組む事項を示して、その自主的活動を促進してきたところですが、今般、「宮城における第12次労働災害防止推進計画」(平成25年度～平成29年度)を策定し、平成24年と比較して、平成29年までに、①死亡者数を1人以上減少させること、②休業4日以上の死傷者数を20%以上減少させることなどを主な目標としたところであります。

当局においては、今後、本計画の推進を図るため、県内の関係業界団体、事業者団体、事業者等に広く周知するとともに、計画目標達成に向けた取組を行うこととしております。

つきましては、本計画の趣旨等を御理解いただき、貴団体におかれましても、傘下の会員事業場に対し、周知を図っていただくとともに、会員事業場に対して必要な支援を行う等、本計画の趣旨に沿った実効ある労働災害防止の推進に努めていただきまますようお願い申し上げます。

(送付資料)

宮城における第12次労働災害防止推進計画 1部
周知用リーフレット 100部



第12次労働災害防止推進計画のポイント

(平成25年度～平成29年度)

宮城労働局

この計画は、国が策定した第12次労働災害防止計画の目標を達成するために、宮城労働局が策定した中期計画です。

現状と課題

◆労働災害の状況（平成24年）

- ・死傷者（休業4日以上）は2,623人（3年連続増加、震災以降大幅増加）
- ・死亡者数は18人 半数が建設業で発生
- ・労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業の割合が増加（特に社会福祉施設の労働災害は、過去10年で2.4倍）

◆労働者の健康をめぐる状況

- ・化学物質による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、アスベスト対策じん肺予防対策に加えて、熱中症対策、受動喫煙防止対策が必要

【業種別の死傷者数の推移】

(単位：件数)

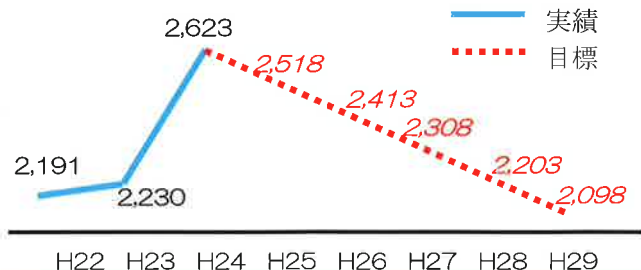
業種	平成14年	平成24年	災害増減率
製造業	600 (26.4%)	460 (17.5%)	-23.3%
建設業	429 (18.9%)	527 (20.1%)	+22.8%
第三次産業	815 (35.9%)	1,169 (44.6%)	+43.4%
小売業	268	347	+29.5%
社会福祉施設	47	113	+140.4%
飲食店	55	78	+41.8%
陸上貨物運送業	289 (12.7%)	300 (11.4%)	+3.8%
全業種合計	2,269	2,623	+15.6%

計画の重点目標

平成29年までに、平成24年比で

- ◆死傷者数：20%以上減少
- ◆死亡者数：1人以上減少

第12次労働災害防止推進計画の目標



ポイント①

労働災害全体の減少目標に加えて、重点対策ごとに数値目標を設定

◆労働災害を減少させるための重点対象業種対策

- ・製造業15%以上減少・小売業20%以上減少・社会福祉施設15%以上減少
- ・陸上貨物運送業15%以上減少・林業15%以上減少

◆重点疾病ごとの数値目標

- ・メンタル取組率80%以上・腰痛15%以上減少

ポイント②

建設業を最重点業種に位置づけ

東日本大震災からの復旧・復興工事の労働災害防止対策を最重点に取組を実施
死傷災害30%以上減少。死亡災害の減少のため「墜落・転落災害」「建設機械・移動式クレーンなどによる重機災害」を重点として取組を実施。また、復旧・復興工事ゼロ災運動を展開。

ポイント③

第三次産業を重点業種に位置づけ

全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」「社会福祉施設」を重点に取組を実施

宮城における第1 2次労働災害防止推進計画の概要

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために

計画の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間

計画の目標

- ①平成24年と比較し平成29年までに**死亡者数を1人以上減少**させる
- ②平成24年と比較し平成29年までに**死傷者数を20%以上減少**させる

重点施策

- 1 東日本大震災からの復旧・復興工事の労働災害防止対策
- 2 労働災害発生件数を減少させるための重点対象業種対策
- 3 心身両面の健康確保・職業性疾病防止対策
- 4 全産業に共通する労働災害防止の取組
- 5 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組

労働災害の発生状況



1 東日本大震災からの復旧・復興工事の労働災害防止対策

【目標】死亡者数を1人以上減少 死傷者数を30%以上減少

労働災害防止対策

- 建設現場における各種労働災害防止対策の徹底
 - ・墜落・転落災害防止対策の徹底
 - ・建設機械・移動式クレーンによる災害の防止
 - ・荷の積込・積卸作業中の安全対策
 - ・土砂崩壊防止に向けた安全対策
- 建設現場の安全管理水準の維持に向けた取組
- 発注機関との連携
- 「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」の推進
- 労働災害防止に向けた支援・配慮に関する働きかけ

建築物の解体工事等における 石綿ばく露防止対策

- 石綿障害予防規則等に基づく措置の徹底
- 発注機関との連携

除染等業務従事者の放射線障害防止対策の徹底

2 労働災害発生件数を減少させるための重点業種対策

重点業種ごとに数値目標を設定

製造業

【目標】死亡者数を1人以上減少
死傷者数 15%以上減少

- 機械災害・転倒災害防止対策の推進
 - ・機械災害防止のためのリスクアセスメントの徹底
 - ・転倒災害防止のための4S活動を重点とした指導・周知啓発
- 労働災害防止団体と連携した取組

小売業

【目標】死傷者数 20%以上減少

- 4S活動、KY活動の普及・定着を重点とした指導・周知啓発
- 大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識を向上
- バックヤードを中心とした作業場の安全化

社会福祉施設

【目標】死傷者数 15%以上減少

- 安全衛生教育の徹底、4S活動による転倒災害等の防止
- 「職場における腰痛予防対策指針」の指導・啓発

陸上貨物運送業

【目標】死傷者数 15%以上減少

- 「荷役作業の安全対策ガイドライン」の指導・啓発
- 「交通労働災害防止ガイドライン」の指導・啓発
- 「自動車運転者の改善基準」の指導・啓発

林業

【目標】死傷者数 15%以上減少

- 雇入時教育の徹底
- 「高性能林業機械」に係る労働災害防止対策の指導・啓発

3 心身両面の健康確保・職業性疾病防止対策 対策ごとに数値目標を設定

メンタルヘルス対策

【目標】 対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする

- メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組
- ストレスへの気づきと対応の促進
- 取組方策の分からない事業場への支援
- 職場復帰対策の促進

過重労働対策

【目標】 週労働時間60時間以上の雇用の割合を30%以上減少

- 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減
 - ・長時間労働の抑制, 医師の面接指導制度の実施
 - ・健康診断の実施, 事後措置等の健康管理の徹底
- 働き方・休み方の見直しの推進

腰痛・熱中症予防対策

【目標】 腰痛：死傷者15%以上減少
熱中症：H20～H24の5年間と比較し、
H25～H29の死傷者数を20%以上減少

- 腰痛予防対策
 - ・腰痛予防教育の強化, 介護機器の導入
 - ・介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及促進
- 熱中症対策
 - ・WBGT値の測定, 休憩場所の確保, 水分塩分の摂取

中小規模事業場における健康管理体制の確立

【目標】 衛生推進者の配置を促進するための新たな取組の普及・定着を図る

化学物質による健康障害防止対策

【目標】 危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付を行う化学物質製造者割合を80%以上とする

受動喫煙防止対策の強化

【目標】 職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする

4 全産業に共通する労働災害防止の取組

リスクアセスメントの普及促進

○中小規模事業場に対する取組の促進

高齢労働者対策

○労働災害事例集等の活用

非正規労働者対策

○安全教育, 健康診断の実施

5 行政, 労働災害防止団体, 業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組

労働災害防止団体の取組への協力・支援, 業界団体との連携強化